

アリアンツ火災海上の現状

Annual Report 2021

2021年3月期

目次

ごあいさつ	1
I. 会社の概況及び組織	
1. アリアンツ火災海上保険株式会社の経営方針	3
2. 会社の沿革	4
3. 株主・株式の状況	5
4. 経営の組織	6
5. 役員の状況	7
6. 会計監査法人の状況	7
II. 主要な業務の内容	
1. 主な取扱い商品	8
2. 事業の内容	10
3. 損害保険のしくみ	10
4. 約款	11
5. 保険料	12
6. 保険金のお支払い	13
7. 保険募集	14
8. お客様本位の業務運営	16
III. 主要な業務に関する事項	
1. 直近の事業年度(2020年度)における事業の概況	17
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	19
3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等	20
4. 責任準備金の残高の内訳	32
5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	33
6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	34
IV. 保険会社の運営	
1. リスク管理の体制	35
2. コンプライアンス(法令等遵守)体制	36
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性	42
4. コーポレート・ガバナンス体制	42
5. 内部統制システムの構築	42
6. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	45
7. 指定紛争解決機関について	47
V. 直近の2事業年度における財産の状況	
1. 計算書類	48
2. リスク管理債権	60
3. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	60
4. 債務者区分に基づいて区分された債権	60
5. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)	61
6. 時価情報等	63
7. その他	63
VI.～VIII. 保険会社及びその子会社等について	64

※本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

ごあいさつ

日頃より、皆様にはアリアンツ火災海上保険に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、ドイツに本社を置くアリアンツ・グループのメンバーであり、アリアンツ・グループ内で国際企業等を対象とした企業向け損害保険や特殊な分野の保険商品を専門に扱うアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー(以下「AGCS」)の日本法人です。AGCSおよびアリアンツ・グループが持つ世界規模のネットワークおよび経験により培われた専門知識と引受能力を活用し、テラーメイドの保険商品や最先端のリスク・マネジメントを提供しております。

私たちを取り巻く環境は、年々変化のスピードを増すとともに複雑化しております。頻発している自然災害は気候変動に伴い更に大型化することが予想され、また、デジタル社会の進展やIT技術革新から生じる新たな課題への対応をはじめ、より多様化するリスクへの対応が求められています。予想困難な事態が今後も増えていくことが想定される中、弊社はAGCSおよびアリアンツ・グループが世界規模で蓄積してきたリスク・マネジメントの経験やノウハウを最大限に活用してまいります。

1990年に本邦において損害保険事業の認可を取得し、営業を開始して以来、弊社はお客様第一主義を掲げており、お客様のお役に立つ保険会社であり続けることが最重要と考えております。弊社は利益のみを追求するのではなく、常にコンプライアンスを遵守し、保険会社としての社会的使命を果たします。今後ともお客様のご期待にお応えできるよう全社員とも全力を尽くす所存でございますので、引き続き皆さまからのご指導・ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

アリアンツ火災海上保険株式会社
代表取締役社長 元田 賢

※アリアンツ・グループは、創業以来125年以上の歴史を持ち、世界70ヶ国以上において、事業を展開し、約15万人の従業員を有する世界有数の金融グループです(2020年12月末時点)。

I. 会社の概況および組織

1. アリアンツ火災海上保険株式会社の経営方針

私たちはお客様第一主義のもと、お客様それぞれのニーズに合った革新的かつテラーメイドのリスクソリューションを提供し、これらを専門的に管理しながら高度化させ、成長し続けることを経営の基本理念として掲げています。また、企業保険を専門に扱うAGCSの一員として、リスクに関する広範な知識や、長年にわたる経験をもとに、世界に進出する日本企業に対し、専門的かつグローバルな保険サービスの提供という形でサポートさせて頂くことで、世界の主要な保険会社のひとつであり続けることを目指しています。

さらに、私たちは急速に変化する世界情勢に対応し、お客様が安定的に発展していくためのパートナーでありたいと考えています。予期せぬリスクへの迅速な対応を可能とする、お客様のニーズを理解しており、必要に応じて当社グループの進出地域の保険サービスをご利用いただけます。世界約70カ国での事業展開を利用した広範なネットワークを通じて、世界のどこからでも私たちにコンタクトいただけます。また、お客様に対する窓口を一本化することで、業務を迅速に遂行することに加え、コンプライアンスの遵守をあらゆる業務の基本原則としております。

また、AGCSの国際的ネットワークを通じた質の高いアンダーライティングが常にお客様に提供されるよう、適切なリスク分析と適正な価格設定、またその基盤となる高水準の格付けを維持するよう努力してまいります。その結果可能となる、グローバルなアンダーライティングの知識に、現地アンダーライターの視点を加味した、より具体的なソリューションの提案は、お客様の期待を裏切らないものとなるでしょう。そして、事故や災害の発生時には、熟練した損害査定チームが迅速に対応し、お客様の事業継続に必要なサービスをタイムリーに提供してまいります。

最後に、私たちはお客様と長期にわたる良好な関係を維持するため、代理店やブローカーの皆様と安定と信頼に根ざした協働関係を築くことを目指しています。そしてAGCSの堅実な経営基盤を背景に、さまざまな局面において力強いパートナーとしてお客様を支援し、お客様を見守り続けることができるよう最善を尽くしてまいります。

2. 会社の沿革

アリアンツ・グループについて

アリアンツは1890年に設立された世界有数の金融保険グループです。アリアンツは、世界70カ国以上で、損害保険、生命保険、資産運用などの分野で幅広い金融サービスを提供しています。

2020年12月末時点、アリアンツ・グループ全体の純資産は約774億ユーロ(約9兆4,800億円)であり、総収入は約1,405億ユーロ(約17兆8,300億円)、純利益は約71億ユーロ(約9,055億円)となっています。

*換算レート:2020年12月末時点のTTM 1ユーロ=126.95円

アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ (AGCS) について

AGCSは、アリアンツ・グループのコーポレート・アンド・スペシャルティ分野の保険とサービス専用のブランドです。AGCSは、アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー、およびAGCSブランドグループの提携企業で構成され、国際保険プログラムをはじめ、エネルギー、エンジニアリング、フィナンシャル・ライン(会社役員賠償責任保険を含む)、賠償責任保険、企業財産総合保険、海上、航空など企業の事業全般にわたる保険およびリスクエンジニアリング・サービスを提供しています。

AGCSは、アリアンツ・グループやその他の提携企業のネットワークを通じて、世界の200以上の国や地域で事業を展開しています。従業員数は4,400人以上、フォーチュン・グローバル500社の3/4超の企業に保険サービスを提供しています。2020年の世界の年間保険料総額は93億ユーロ(約1兆1,820億円)です。

スタンダード&プアーズ社によるAGCS SEの財務力格付けはAA^{*}です。

※格付は2021年6月末日現在です。

アリアンツ火災海上保険株式会社

当社は、1990年にヨーロッパの損害保険会社では初めて、日本法人として設立されました。当社は世界有数の金融グループであるアリアンツの一員で、2010年1月より一定規模以上の企業や特殊分野の保険種目の引受を対象とする、グループの専用ブランドであるアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ (AGCS) のグローバル・ネットワークの一員となりました。

日本でも、国際保険プログラムをはじめ、エネルギー、エンジニアリング、フィナンシャル・ライン(会社役員賠償責任保険を含む)、賠償責任保険、企業財産総合保険、海上保険など企業の事業全般にわたる保険およびリスクエンジニアリング・サービスを提供しています。

当社はスタンダード&プアーズ社より財務力格付けにおいて2021年6月末現在でAAの評価を得ています。

当社の2020年度(2020年4月~2021年3月)の正味収入保険料は41百万円、同年度末での総資産は104億円となっています。

日本における沿革・資本金

1990年 11月	資本金20億円で東京都港区に会社設立
1990年 12月	日本における営業免許を取得
1995-2011年	7回の増資を行い、資本金を52億3千7百万円とする
2016年 2月	資本金を42億3千7百万円減資し、10億円とする

店舗所在地

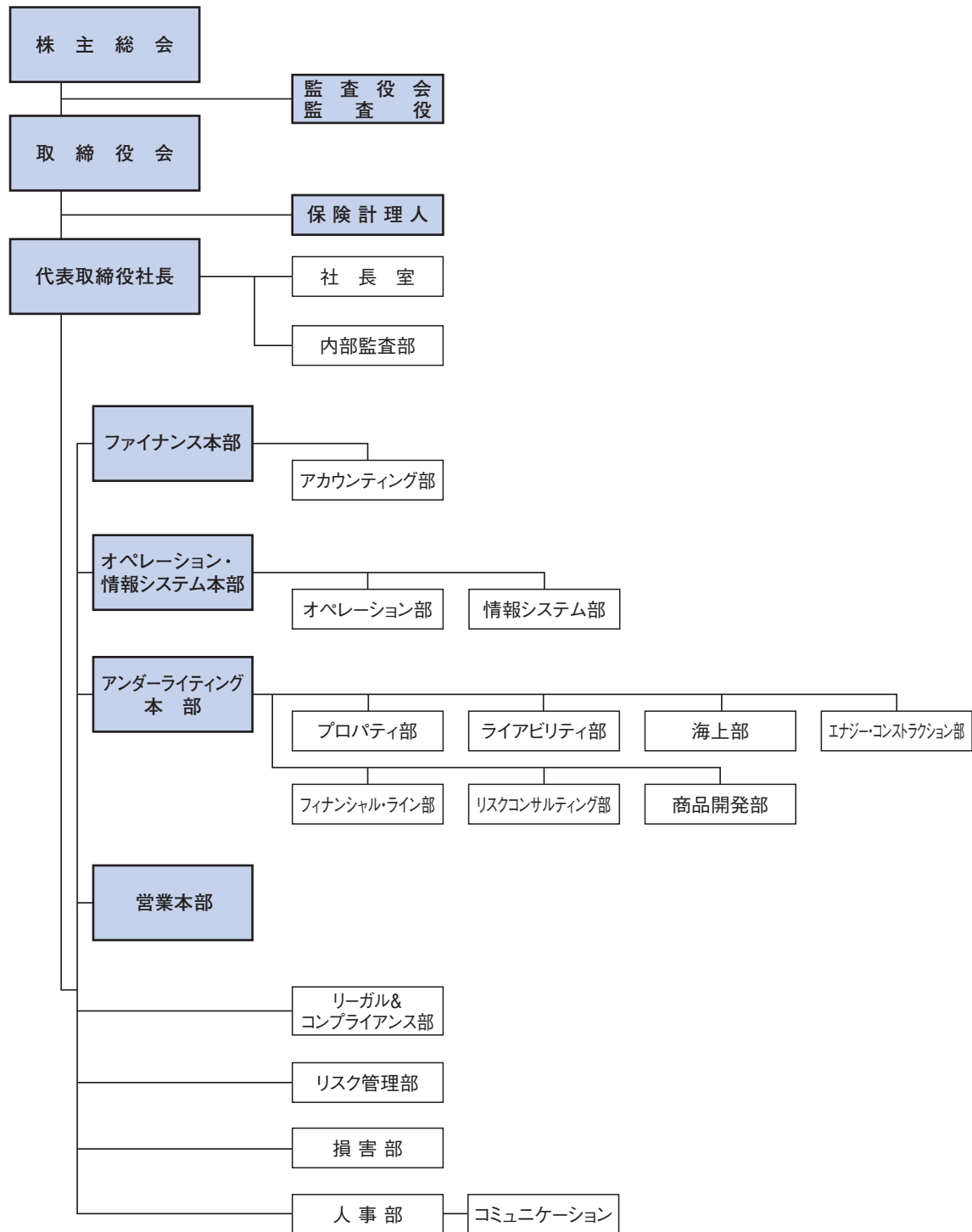
東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル
TEL : 03-4588-7500 (代表)

3. 株主の状況 (2021年7月1日現在)

発行済株式総数	139,480株
株主名	アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー (本社：ドイツ・ミュンヘン)
所有株式数	139,480株(100%)

4. 経営の組織

本社機構(含む営業機構)2021年7月1日現在



5. 役員の状況

役名	氏名	略歴	
代表取締役会長 (非常勤)	ヨアヒム・ミュラー	2019年 12月	アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー 最高経営責任者
		2019年 12月	当社代表取締役会長
代表取締役社長	元田 賢	2012年 4月	当社入社
		2012年 6月	当社代表取締役社長
取締役	櫻村 信行	2013年 10月	当社入社
		2014年 7月	当社取締役
取締役	丸山 慶一	2015年 8月	当社入社
		同	当社取締役
取締役	荒田 智子	2014年 7月	当社入社
		2017年 7月	当社取締役
取締役 (非常勤)	マーク・ミッチェル	2013年 1月	アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー 香港支店 最高経営責任者
		2014年 10月	アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー アジア・パシフィック地域担当最高経営責任者
		2014年 10月	当社取締役
監査役 (常勤)	滑川 文明	2016年 7月	当社監査役
監査役 (非常勤)	乗添 光太郎	2012年 6月	当社監査役
監査役 (非常勤)	有馬 勇一	2019年 7月	当社監査役

(注)滑川文明および乗添光太郎ならびに有馬勇一は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2021年7月16日現在)

6. 会計監査法人の状況

当社は、第31期において、会計監査人をPwCあらた有限責任監査法人に委任しております。

II. 主要な業務の内容

1. 主な取扱い商品

当社は、主にブローカー及び代理店を通じて保険商品の販売・引受を行っています。

主な取扱商品は下記のとおりです。

企業財産総合保険	企業所有の建物や動産の損害を補償するとともに、損害を受けたことによって営業が休止または阻害されたために生じた利益喪失など事業活動で直面するリスクを総合的にカバーし、補償するオールリスクタイプの総合保険です。
普通火災保険	店舗・工場などの火災などにより生じた損害を補償する保険です。
店舗総合保険	事務所店舗・店舗兼住宅などの建物とその什器・備品などを対象とし、普通火災保険で補償する損害のほか、車の飛び込み損害・水漏れによって生じた損害、持出家財の損害など幅広く補償する保険です。
利益保険	店舗・事務所・工場・倉庫などの火災、落雷、爆発などによる営業の休止によって生じた利益の減少を補償する保険です。
動産総合保険	動産を対象として、火災による損害のみならず、盗難や破損など偶然な事故による損害を補償するオールリスクタイプの保険です。
機械保険	機械設備・装置を対象とし、従業員の誤操作、保守管理の不良による事故、電氣的事故のほか、物の落下・衝突などの偶発的な事故によって被った損害を補償する保険です。
組立保険	機械設備・プラント装置、鋼構造物などの据付け・組立工事において偶発的な事故により、工事の目的物・工事用材料などに生じた損害を補償する保険です。
建設工事保険	工事から引渡しまでの間に、建設中の建物に損害が生じた場合に補償する保険です。
賠償責任保険	偶然な事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、その賠償金を補償する保険で、施設所有(管理)者・請負業者・生産物など各種賠償責任保険があります。
デジタル事業・データ保護保険	個人情報の漏えい、秘密保持違反、セキュリティ上・メディア上の不当行為に起因して生じた損害賠償金および争訟費用ならびにコンピュータシステムが使用不能となったことに起因して生じた事業中断による損害を補償するサイバー保険です。

表明保証保険	表明保証保険は、M&Aなどを行う過程において、規定された表明保証が不正確であったこと(表明保証違反)に起因して、被保険者(買主または売主)が被る経済的損失を補償する保険です。表明保証保険は、表明保証違反が生じた場合への備えとして、最大限の補償(金額・期間・内容)を求める買主と、補償責任の負担を軽くしたい売主との利害対立を緩和し、取引を円滑に進める役割もあります。
企業包括補償保険	企業包括補償保険は、事業者を保険契約者・被保険者とし、従業員の内部犯罪に加えて、第三者の不正行為に起因した外部犯罪によって、被保険者が被る経済的損害を補償する保険商品です。
生産物回収費用保険	企業が生産・製造する製品の欠陥が原因で、第三者に身体障害・財物損壊による損害を与えるまたは与える危険があることにより行う製品の回収(リコール)に伴う費用を補償する保険です。
会社役員賠償責任保険	会社役員がその業務を執行するにあたり、過失により会社(株主)や第三者に経済的損害を与えたとの理由で損害賠償請求を受けた場合に、役員が個人として負担しなければならない損害(損害賠償金、弁護士費用等)を補償する保険です。
船舶保険	船舶の海上危険によって被った損害を補償する保険です。
貨物海上保険	海上輸送中の貨物の海上危険によって生じた損害を補償する保険です。
運送保険	陸上(注)輸送中の輸送用具の事故、その他の危険によって生じた貨物の損害を補償する保険です。 (注)河川湖沼を含みます。

2. 事業の内容

損害保険事業

◆保険の引受：当社は、次の各種保険の引受けを行っています。

- (1)火災保険 (2)海上保険 (3)運送保険 (4)賠償責任保険 (5)信用保険
- (6)機械保険 (7)建設工事保険 (8)動産総合保険 (9)費用・利益保険
- (10)その他の企業向けの保険 (11)各種保険の再保険

◆資産の運用：当社は、皆様から収受した保険料を、安全性・流動性に留意し有価証券投資および預貯金を主体に運用することとしています。

3. 損害保険のしくみ

(1)損害保険制度について

損害保険とは、一定の偶然な事故から生じる損害を補償するために、同一の危険にさらされている多数の人々が、統計的基礎(大数の法則といいます。)によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことによって、万一事故が発生し、損害を被ったときに保険契約の約定内容と損害の程度に応じて、保険金を受け取ることができるようにするしくみです。このように損害保険は、多くのお客様間のリスクを相互に分散させることにより経済的補償を提供し、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与するという社会的役割を果たしています。

(2)損害保険契約の性格について

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故(保険事故)によって生ずる可能性のある損害をてん補することを約束し、これに対して、保険契約の当事者のうち、保険会社は保険金を支払う義務を負い、保険契約者は保険料を支払う義務を負います。(保険法第2条)

したがって、損害保険契約は、双務・有償契約で当事者の合意のみで有効に成立する諾成契約という性格を有します。しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容の基づき、保険証券または保険引受証を作成し保険契約者にお渡ししています。

(3)再保険契約について

保険会社がお引受した保険契約の中には、大型旅客機・大型船舶・巨大石油コンビナート等の保険金額が巨額となる大型契約や地震・台風災害などの大規模自然災害に備えた契約があります。もし、このような契約に事故が発生した場合、保険金の支払いが膨大となり、保険会社の存続に多大な影響を与える場合があります。保険会社は、巨額保険金の支払いに備えるため、また引き受けた危険の分散化のために、自社が引き受けたリスクのうち的一定割合を国内外の他の保険会社や再保険会社に引き受けてもらうことがあります。また、反対に他の保険会社が引き受けた巨大リスクの一部を引き受けることがあります。このような保険会社間の危険の分散を目的とした保険契約を「再保険」といいます。

この再保険の取引に際しては、弊社では相手先である保険会社・再保険会社の財務状況等を慎重に判断し厳選の上で取引先を決定し、再保険金回収のリスクを抑えています。

4. 約款

(1)約款の位置づけ

損害保険は無形の商品ですが、その内容を具体的にすることで、契約の約束事を記載したものが保険約款です。原則として、保険会社は、約款の新設・変更については、保険事業の監督者である金融庁から認可を取得(または金融庁へ届出)しています。約款には、基本的な保険契約の条件や基本的な免責事由を定めた「普通保険約款」があり、それを補完・補足して更に個別具体的な引受条件を規定する「特約」とセットで一つの保険商品を構成しています。賠償責任保険においては、「普通保険約款」に補償するリスクの類型ごとに特有の基本条項を規定する「特別約款」を付帯し、それに更に個別具体的な条件を規定する「特約」をセットとして一つの保険商品を構成しています。保険契約は、全てこうした各種約款を使って契約されます。

(2)契約時の留意事項

申込書に記載された内容も契約内容としてご契約者・保険会社の双方を拘束します。従って、保険のご契約にあたっては、当社の社員又は代理店から普通保険約款、特別約款等の内容につき十分な説明を受け、申込書記載内容をよく確認いただいた上でご契約いただくことが大切です。当社では、主要種目のご契約内容についてご契約前に十分ご理解をいただくために、「重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)」を作成しています。

5. 保険料

(1) 保険料のお支払い・返還

損害保険の保険料は、保険契約締結と同時に領収することが原則となっています。よって、保険期間開始後でも保険料領収前に事故が発生した場合、原則として保険金をお支払いすることができません。また、保険契約締結の後、危険の増加または減少などの変更が生じた場合は、保険料の返還または請求を行う場合があります。保険期間の途中で契約が失効した場合や解除された場合には、約款に従って保険料の一部を返還いたしますが、事由によっては返還できない場合もあります。

(2) 保険料(率)

損害保険の保険料(率)は、純保険料(率)^[注1]部分と付加保険料(率)^[注2]部分から構成されています。当社が適用している純保険料(率)^[注1]には以下のものがあり、これに当社の付加保険料(率)^[注2]を合算して保険料(率)としています。

- ◆当社が金融庁から認可を取得または金融庁へ届出を行った純保険料(率)^[注1]
- ◆損害保険料率算出機構が金融庁へ届け出た参考純率^[注3]を参考に、当社が金融庁から認可を取得または金融庁への届出を行った純保険料(率)^[注1]

また、上記とは別に損害保険料率算出機構が金融庁へ届け出た基準料率^[注4]を採用している保険種目もあります。

[注1] 保険事故が起きたときに保険会社が支払う保険金に充当される部分であり、過去の統計等を使用して大数の法則等に基づく損害発生の頻度と損害額の大きさによって算出されます。

[注2] 保険会社が保険事業を行うために必要な経費などに充当される部分をいいます。

[注3] 損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険等の参考純率を算出し、損害保険料率算出団体に関する法律に基づき、金融庁に届出をしています。

[注4] 損害保険料率算出機構は、法律に基づく地震保険や自賠責保険については、付加保険料(率)^[注2]を含め算出しており、これを「基準料率」といいます。

6. 保険金のお支払い

当社がお引き受けした保険契約について保険事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでの手続きは概ね以下の通りです。

(1) 当社・代理店への事故通知

事故発生後の緊急処置(負傷者の救護、警察署・消防署などへの通報等)を講じた後、直ちに当社または代理店まで、事故発生の日時・場所・状況などをお知らせいただきます。

(2) 契約内容の確認、支払責任の調査

事故通知をお受けした後、担当者が保険契約の内容を確認します。また、被災物件や損傷物の調査や、被保険者の賠償責任の有無や程度の検討を行い、保険金お支払いの対象となる事故であるかどうかについて調査します。事故状況や損害額に応じて修理見積書・示談書等関連資料の提出をお願いする場合があります。

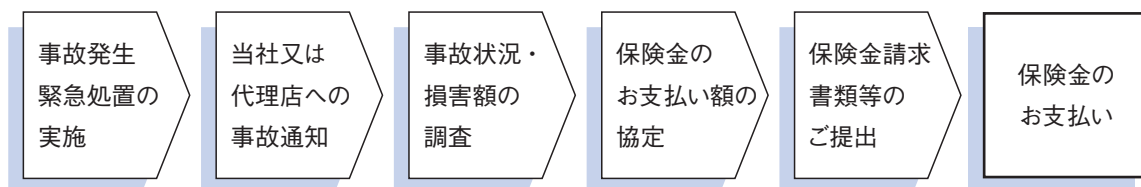
(3) 損害額・保険金の算出

修理見積書・示談書等の関連資料の検討を経て、損害額や保険金お支払い額を保険契約者・被保険者と協議の上算出します。更なる関連資料や調査が必要となる場合は、その内容及び調査に要する見込所要日数について保険契約者・被保険者にご案内致します。

(4) 保険金のお支払い

保険金請求書及びその他保険金のお支払いにあたり必要な書類をご提出頂きます。保険金請求書等をご提出頂きますと、内容を確認の上、上記(3)で協定した保険金をお支払いします。

事故発生からお支払いまでの一般的な流れ



事故のご連絡・ご相談は下記にて承っております。

電話番号：0120-958-041 (フリーダイヤル) または 03-4588-7580

受付時間：年末年始祝祭日を除く月曜から金曜 9時～17時

7. 保険募集

(1)契約締結のしくみ

代理店による保険募集

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、保険会社に代わって損害保険の契約募集を行います。損害保険代理店には保険会社のために保険契約を締結する代理権を有する締結代理店と保険契約の締結の媒介のみを行う媒介代理店の2種類があります。

(2)代理店の役割と業務内容

当社では、代理店委託契約書を取り交わした上で、締結代理店の場合、代理店がお客様との間で次のような業務を行うことを代理店に委託しています。

- ◆保険契約の締結
- ◆保険料の領収または返還
- ◆保険契約の変更・解除等の申し出の受付(ただし、クーリングオフの申し出は除きます)
- ◆保険料領収証の発行・交付
- ◆保険契約の維持、管理に関連するその他の事項

また代理店は、このほかにもお客様と保険会社の橋渡し役としてお客様のニーズに対応した各種保険サービスを提供し、万一の事故が生じた際には、保険金のご請求についての適切なアドバイスすることなどのサービスも日常業務としています。このように、代理店は損害保険に関するプロフェッショナルとしてお客様に様々な情報を提供し、お客様を様々な危険や災害による経済的損失を補てんし、経済生活の安定を図るといった社会的役割を担っています。

(3)代理店登録

損害保険代理店は、保険業法に基づき内閣総理大臣の登録を受けることが義務づけられています。この登録を行って初めて代理店として保険契約の募集を行うことが可能となります。また、代理店で保険の募集に従事する者は、所定の教育を修了し、または、損害保険募集人一般試験に合格した上で内閣総理大臣に届け出なければならないことになっています。

(4)代理店教育

当社はお客様に対して適切な情報と充実したサービスを提供できる代理店を育成することを目的とし、専門的な保険知識に関する教育、及びコンプライアンスに関する研修などを実施しています。

(5)代理店数(2021年3月31日現在)

代理店数	59店
------	-----

(6)当社の勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)」に基づく勧誘方針を以下のとおり定めて、適正な金融商品の販売・勧誘に努めています。

【勧誘方針】

お客さまの視点に立った販売・勧誘に努めます。

1. お客さまの保険に関する知識、購入経験、家族状況、財産状況、購入の目的等を商品特性に応じて総合的に勘案させていただき、お客さまのご意向と実情に沿った商品の説明と提供に努めます。
2. 商品についての重要事項をお客さまに正しくご理解いただけるよう適切な説明に努めます。
3. お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
4. お客さまと直接対面しない勧誘・販売(インターネット販売、通信販売など)を行う場合においては、説明方法などに工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努めます。

お客さまにご満足いただけるよう適切な対応に努めます。

1. お客さまのお問い合わせには、迅速、適切、ていねいな対応に努めます。
2. お客さまに対して公正な事務処理を行うとともに、万が一保険事故が発生した場合には、保険金等のお支払について迅速、的確、ていねいな対応と適正な支払に努めます。
3. お客さまのご意見、ご要望を真摯に受け止め、商品開発や販売活動に活かしてまいります。

各種法令を遵守して適正な対応に努めます。

1. 金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、保険業法、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守します。
2. 適切な業務を確保するために、社内体制の整備・向上と販売にあたる者の研修に取り組みます。
3. お客さまのプライバシーを尊重するとともに、お客さまに関する情報については、適正な取扱と管理をいたします。

-以上-

8. お客様本位の業務運営

当社は、お客様第一主義のもと、お客様それぞれのニーズに合ったリスク・ソリューションを提供し、お客様が安定的に発展していくためのパートナーでありたいと考えています。この基本的な考え方を不断に遂行するため、「お客様本位の業務運営方針」を定め、公表しています。お客様本位の業務運営方針については41ページをご参照下さい。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度(2020年度)における事業の概況

(1)事業の経過及び成果等

当期のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症の流行の影響により厳しい状況で推移しましたが、期半ば以降、経済活動の再開が段階的に進められる中、持ち直しの動きもみられました

このような事業環境のもと、当社は引き続きコア・ビジネスであるグローバルな企業保険に注力いたしました。なお、当社は引受保険契約の多くを親会社であるアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー(AGCS)、および外部の再保険会社数社に出再している為、巨大リスクや自然災害リスクの大部分が再保険でカバーされています。

このような中、当事業年度の業績は次の通りとなりました。

保険引受収益が558百万円(前期比403百万円減)、資産運用収益が80百万円(前期比78百万円増)となり、経常収益は791百万円(前期比405百万円増)となりました。保険引受費用は△1,179百万円(前期比489百万円増)、資産運用費用が0百万円(前期比78百万円減)、営業費及び一般管理費は1,210百万円(前期比240百万円減)となり、経常費用は33百万円(前期比163百万円増)となりました。

上記の結果、経常利益は757百万円(前期比241百万円増)となりました。経常利益に特別利益、特別損失、法人税等合計を加減した結果、当期純利益は737百万円となりました。

ソルベンシー・マージン比率につきましては、1,087.1%(前年度872.6%)と引き続き十分な水準を保持しております。

(2)保険引受の概況

保険引受収益のうち、正味収入保険料は41百万円であり、前期と比べて60百万円の減収となりました。一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金は、前期比21.3%減の66百万円で、当期正味損害率は457.4%となりました。

また、保険引受における営業費および一般管理費については、前期に比べ237百万円減少し、1,203百万円

となり、正味事業費率は△633.3%となりました。

(3)資産運用の概況

当期末総資産は10,366百万円、運用資産は6,171百万円となりました。前期より総資産は7.4%増加、運用資産は7.4%の減少となりました。運用資産の主な項目としては、預貯金6,133百万円となります。

(4)対処すべき課題

当社は、より多くのお客様からの信頼を維持するために、内部管理、サイバーセキュリティ管理態勢およびERM(全社的リスクマネジメント)態勢の強化に努めます。また、堅実な経営を継続しているアリアンツ・グループの一員として企業保険分野への特化を通して、魅力ある商品のご提案、ITインフラの整備、リスク管理の徹底等に取り組んでまいります。

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
正味収入保険料		99	85	117	102	41
経常収益		617	177	451	386	791
経常利益		592	340	549	515	757
当期純利益		541	259	437	331	737
資本金		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
発行済株式の総数		139千株	139千株	139千株	139千株	139千株
純資産額		3,671	3,721	3,656	2,539	2,981
総資産額		7,971	8,552	10,146	9,649	10,366
責任準備金残高		934	941	842	866	418
貸付金残高		—	—	—	—	—
有価証券残高		—	—	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率		1,312.2%	1,159.2%	872.6%	813.1%	1,087.1%
配当性向		39%	194%	331%	89%	73%
従業員数		44名	42名	45名	38名	27名

(注) 当社は積立型保険の販売をしていませんので、正味収入保険料には積立保険料を含んでいません。

3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標

正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災		4	△7	△0
海上		54	56	32
傷害		—	—	—
自動車		0	△0	0
その他		58	53	9
(うち賠償責任保険)		(△10)	(5)	(△2)
合計		117	102	41

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災		2,037	1,970	2,419
海上		915	740	562
傷害		—	—	—
自動車		—	—	—
その他		5,432	6,297	6,408
(うち賠償責任保険)		(4,280)	(5,128)	(4,969)
合計		8,385	9,007	9,390
従業員一人当たり 元受正味保険料		186	237	347

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものです。

受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災		3,801	2,966	2,785
海上		243	436	560
傷害		—	—	—
自動車		0	△0	0
その他		6,814	6,428	9,176
(うち賠償責任保険)		(1,306)	(1,214)	(2,356)
合計		10,859	9,831	12,522

(注) 受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものです。

支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災		5,833	4,943	5,205
海上		1,104	1,119	1,090
傷害		—	—	—
自動車		—	—	—
その他		12,189	12,672	15,575
(うち賠償責任保険)		(5,596)	(6,336)	(7,328)
合計		19,127	18,736	21,871

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他再保険収入を控除したものです。

正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災		19	10	7
海上		26	49	27
傷害		1	—	0
自動車		0	0	0
その他		23	24	31
(うち賠償責任保険)		(0)	(1)	(3)
合計		71	84	66

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収保険金を控除したものです。

元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災		79	124	220
海上		420	599	413
傷害		2	—	—
自動車		—	—	—
その他		922	604	1,382
(うち賠償責任保険)		(359)	(364)	(1,173)
合計		1,424	1,329	2,017

(注) 元受正味保険金とは、元受保険金から求償等による回収金を控除したものです。

受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災		364	1,148	251
海上		△726	180	117
傷害		—	—	0
自動車		0	0	0
その他		5,982	5,992	6,929
(うち賠償責任保険)		(27)	(3,363)	(2,227)
合計		5,621	7,322	7,298

(注) 受再正味保険金とは、受再保険金から求償等による回収金を控除したものです。

回収再保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災		425	1,262	463
海上		△332	730	504
傷害		0	—	0
自動車		△0	0	0
その他		6,881	6,572	8,280
(うち賠償責任保険)		(386)	(3,726)	(3,397)
合計		6,975	8,566	9,249

(注) 回収再保険金とは、出再契約の回収保険金から出再契約による返還金を控除したものです。

解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災		36	9	10
海上		△0	—	1
傷害		—	—	—
自動車		—	—	—
その他		98	227	214
(うち賠償責任保険)		(△5)	(57)	(177)
合計		134	237	224

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計です。

保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災		147	128	154
海上		△35	△73	54
傷害		△1	—	△0
自動車		0	0	0
その他		251	326	324
(うち賠償責任保険)		(32)	(183)	(△72)
合計		361	381	534

(注) 保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

(2) 保険契約に関する指標

契約者配当金の額

該当事項はありません。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	2018年度			2019年度			2020年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災	1,055.0	△ 3,582.9	△ 2,527.9	△ 495.9	1,745.0	1,249.0	△ 7,453.2	20,618.4	13,165.3
海上	111.4	22.2	133.6	139.5	155.2	294.7	145.0	8.1	153.1
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	312.5	30.4	342.8	△ 11,493.2	33.4	△ 11,459.8	126,983.4	33.7	127,017.2
その他	157.8	△ 383.9	△ 226.2	162.3	△ 778.2	△ 615.9	1,062.5	△ 1,605.1	△ 542.6
(うち賠償責任保険)	(△ 402.4)	(1,490.9)	(1,088.5)	(757.5)	(△ 693.7)	(63.8)	(△ 2,942.4)	(△ 2,191.0)	(△ 5,133.4)
合計	172.2	△ 317.0	△ 144.8	197.2	△ 443.1	△ 245.9	457.4	△ 634.0	△ 176.6

(注) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 合算率=正味損害率+正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	2018年度			2019年度			2020年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災	16.9	17.3	34.2	18.9	20.5	39.4	17.0	16.6	33.6
海上	10.0	42.3	52.4	55.6	32.1	87.7	42.2	20.9	63.1
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	△ 52.2	69.3	17.1	8,949.0	△ 9.2	8,939.8	△ 107,695.1	33.7	△ 107,661.3
その他	33.3	13.0	46.3	30.4	12.7	43.1	79.5	9.6	89.1
(うち賠償責任保険)	(35.1)	(17.9)	(53.1)	(40.7)	(16.0)	(56.7)	(28.7)	(14.4)	(43.1)
合計	27.1	15.8	43.0	28.7	16.1	44.8	61.7	12.0	73.7

(注) 地震保険に係る金額を除いて記載しています。
 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 合算率=発生損害率+事業費率
 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区分	2018年度	2019年度	2020年度
国内契約	57.8	54.3	54.1
海外契約	42.2	45.7	45.9

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	2018年度	2019年度	2020年度
出再先保険会社の数(注)	1社	1社	1社
出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 特約再保険を10百万円以上出再している再保険者(プールを含む)を対象としています。

出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	2018年度	2019年度	2020年度
A以上	100.0%	100.0%	100.0%
BBB以上	—	—	—
その他	—	—	—
合計	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 特約再保険を10百万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社の格付を使用しています。

未収再保険金

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度
1 年度開始時の未収再保険金	61	1,121	1,013
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	6,975	8,566	9,249
3 当該年度回収等	5,915	8,674	8,371
4 1+2-3=年度末の未収再保険金	1,121	1,013	1,891

(注) 地震保険に係る金額を除いています。

(3) 経理に関する指標

支払備金 (単位：百万円)

種目 \ 年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災	1	2	1
海上	95	80	18
傷害	0	0	0
自動車	0	0	0
その他	61	66	60
(うち賠償責任保険)	(0)	(0)	(0)
合計	159	149	80

責任準備金 (単位：百万円)

種目 \ 年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災	251	232	125
海上	147	120	105
傷害	0	0	0
自動車	0	0	0
その他	443	514	187
(うち賠償責任保険)	(193)	(73)	(1)
合計	842	866	418

責任準備金積立水準

該当事項はありません。

引当金

2019年度

(単位：百万円)

区分	年度	2018年度 期末残高	2019年度 増加額	2019年度 減少額	2019年度 期末残高
一般貸倒引当金		0	2	—	2
個別貸倒引当金		—	—	—	—
特定海外債権引当金		—	—	—	—
退職給付引当金		95	16	26	86
役員退職慰労引当金		38	7	—	46
賞与引当金		36	32	36	32
価額変動準備金		6	1	—	7
合計		177	61	63	175

2020年度

(単位：百万円)

区分	年度	2019年度 期末残高	2020年度 増加額	2020年度 減少額	2020年度 期末残高
一般貸倒引当金		2	1	—	4
個別貸倒引当金		—	—	—	—
特定海外債権引当金		—	—	—	—
退職給付引当金		86	12	25	73
役員退職慰労引当金		46	6	—	53
賞与引当金		32	28	32	28
価額変動準備金		7	0	—	8
合計		175	49	58	167

貸付金償却

該当事項はありません。

資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

2019年度

（単位：百万円）

区分		年度	2018年度 期末残高	2019年度 増加額	2019年度 減少額	2019年度 期末残高
資本金			1,000	—	—	1,000
うち既 発行株式	普通株式		(139,480株) 1,000	— —	— —	(139,480株) 1,000
資本剰余金	資本準備金		1,737	—	737	1,000
	その他資本剰余金		—	737	737	—
	計		1,737	737	1,474	1,000
利益剰余金	(任意積立金) 価格変動準備金		55	—	55	—
	繰越利益剰余金		864	386	711	539
	計		919	386	766	539

(注) 2019年度末における自己株式数はゼロ株です。

2020年度

（単位：百万円）

区分		年度	2019年度 期末残高	2020年度 増加額	2020年度 減少額	2020年度 期末残高
資本金			1,000	—	—	1,000
うち既 発行株式	普通株式		(139,480株) 1,000	— —	— —	(139,480株) 1,000
資本剰余金	資本準備金		1,000	—	—	1,000
	その他資本剰余金		—	—	—	—
	計		1,000	—	—	1,000
利益剰余金	(任意積立金) 価格変動準備金		—	—	—	—
	繰越利益剰余金		539	737	295	981
	計		539	737	295	981

(注) 2020年度末における自己株式数はゼロ株です。

損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ		地震保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法		<ul style="list-style-type: none"> ・増加する発生損害額 = 既経過保険料×1% ・増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ・増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ・経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	2019年度	0百万円 (注)異常危険準備金取崩額 0百万円
	2020年度	0百万円 (注)異常危険準備金取崩額 0百万円

事業費（含む損害調査費）

(単位:百万円)

区分	年度	2018年度	2019年度	2020年度
人件費		592	597	539
物件費		1,034	970	795
税金		1	1	0
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金		—	—	—
保険契約者保護機構に対する 負担金		—	—	—
諸手数料及び集金費		△1,862	△1,895	△1,468
合計		△233	△326	△133

(4)資産の運用に関する指標

資産運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払に備えるために、保険業法・保険業法施行規則等の法令に則り、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、収益性の向上を図るよう努めています。

資産運用の概況

(単位:百万円、%)

区分	年度	2018年度		2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金		7,143	70.4	6,620	68.6	6,133	59.2
コールローン		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		48	0.5	43	0.4	37	0.4
運用資産計		7,192	70.9	6,664	69.1	6,171	59.5
総資産		10,146	100.0	9,649	100.0	10,366	100.0

利息配当金収入の額と運用利回り

(単位:百万円、%)

区分	年度	2018年度		2019年度		2020年度	
		金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金		1	0.02	2	0.04	0	0.00
コールローン		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		1	0.02	2	0.04	0	0.00
その他		—		—		—	
合計		1		2		0	

(注) 利回りは、収入金額÷月平均運用額により算出しています。

海外投融資残高および構成比・海外投融資利回り

該当事項はありません。

商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。

保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当事項はありません。

保有有価証券利回り

該当事項はありません。

有価証券残存期間別残高

該当事項はありません。

業種別保有株式の額

該当事項はありません。

貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

担保別貸付金残高

該当事項はありません。

用途別の貸付金残高および構成比

該当事項はありません。

業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2018年度	2019年度	2020年度
土地		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
建物		48	43	37
営業用		48	43	37
賃貸用		—	—	—
土地・建物 計		48	43	37
営業用		48	43	37
賃貸用		—	—	—
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合計		48	43	37
営業用		48	43	37
賃貸用		—	—	—
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		17	12	8
有形固定資産合計		66	56	46

(5)特別勘定に関する指標

特別勘定資産残高

該当事項はありません。

特別勘定資産

該当事項はありません。

特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

(単位：百万円)

種目	内訳	2018年度			合計
		普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	
火災		165	86	—	251
海上		29	118	—	147
傷害		—	0	—	0
自動車		0	0	—	0
その他		396	46	—	443
(うち賠償責任保険)		(192)	(0)	(—)	(193)
合計		591	251	—	842

(単位：百万円)

種目	内訳	2019年度			合計
		普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	
火災		156	75	—	232
海上		25	94	—	120
傷害		—	0	—	0
自動車		—	0	—	0
その他		466	48	—	514
(うち賠償責任保険)		(72)	(1)	(—)	(73)
合計		648	218	—	866

(単位：百万円)

種目	内訳	2020年度			合計
		普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	
火災		57	68	—	125
海上		17	87	—	105
傷害		—	—	—	—
自動車		0	0	—	0
その他		156	30	—	187
(うち賠償責任保険)		(1)	(0)	(—)	(1)
合計		231	186	—	418

- (注) 1. 地震保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。
2. 危険準備金、払戻積立金、契約者配当準備金については当社に該当はございません。

責任準備金積立水準

該当事項はありません。

5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2016年度	3,484	604	1,659	1,220
2017年度	4,860	1,042	2,209	1,608
2018年度	5,173	997	1,926	2,249
2019年度	4,162	1,108	2,018	1,035
2020年度	4,780	1,726	1,283	1,771

- (注) 1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2.地震保険に係る金額を除いて記載しています。
 3.当期把握見積り差額
 =期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●賠償責任保険

(単位：百万円)

事故発生年度	2016年度			2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計 支払 保険金 +	事故発生年度末	944			1,084			691			1,288			1,243		
	1年後	878	0.93	△65	867	0.79	△217	1,001	1.44	309	753	0.58	△535			
	2年後	983	1.11	105	685	0.79	△181	707	0.70	△294						
	3年後	718	0.73	△264	593	0.86	△92									
	4年後	717	0.99	△1												
最終損害見積り額		717			593			707			753			1,243		
累計保険金		702			551			651			100			14		
支払備金		15			42			55			653			1,228		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。自動車保険、傷害保険に該当事項はございません。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

IV. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

(1) リスク管理基本方針とリスク管理態勢

当社の親会社であるAGCSは同社の支店・子会社すべてを通じて共通のリスク管理の方針となる「リスク方針」を策定しています。この方針をうけて日本において当社は「リスク管理基本方針」を策定し、具体的にリスクの所在とその指標を明示して早期に対応策がとれるようにしています。また、個々のリスクを横断的に管理するためリスク委員会を設置し、リスクの状況についての的確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しています。

保険引受リスクについては、当社は一定の引受基準に基づき引受を行い、保有基準の厳格な適用と出再保険などの危険分散を行ってリスクを管理しています。資産運用リスク・流動性リスクについては、財務の健全性を確保するための組織的対応を行っています。特に、資産運用に関しては、その適切性と安全性を確保するため、投資委員会の助言と共に、定期的な投資活動のレビューを行っています。事務リスクについては、事務処理ワークフロー・マニュアルの確立、事務ミス・不正の未然防止と効率的な事務処理体制の確立に努めています。システムリスクに関しては、アライアンス・グループ共通の情報セキュリティ・ポリシー及び各種情報セキュリティ・スタンダードに基づいて、情報セキュリティの改善・強化を図り、情報資産の適切な管理に努めています。

主なリスクの種類

保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより保険会社が損失を被るリスク
資産運用リスク	為替、株式、債券相場での市場価格の変動により資産価値が減少するリスク
流動性リスク	必要ときに、適正な価格で、希望する量の取引が困難になる市場流動性リスクや資金繰りリスク
事務リスク	事務上のミスにより損害を被るリスク
システムリスク	システムの誤操作、不正使用等により損害を被るリスク
法務リスク	法令等を遵守しない、または法的紛争の発生等により損害を被るリスク
情報漏えいリスク	不適切な事務処理やサイバー攻撃等により情報が漏えいし損害を被るリスク
風評リスク	否定的・批判的な評判を流布されることにより損害を被るリスク

(2) 統合的リスク管理と再保険方針

AGCSは資本・リスクを一元的に管理する統合的リスク管理を行っています。AGCSは同社の支店・子会社、すべての潜在的損失を定量化し、同社の資本の範囲内で吸収できるよう事業をコントロールしています。当社はAGCSの一員として同社の統合的リスク管理の下で資本・リスク管理を行っています。

また当社は親会社AGCSの統合的リスク管理と一体となったリスク管理を行うため、親会社への再保険を通じた親会社の資本の活用を積極的に行っております。これにより当社単独では引き受けの困難な特殊なリスクの引受を可能としています。親会社以外への出再は、アライアンス・グループによる信用評価基準を満たした財務状況の健全な保険会社のみ限定しています。

(3) 地震災害リスクへの備え

大規模な地震災害等の異常損失についてはリスクの定量化に努め、保険引受をコントロールするとともに、再保険を活用し、異常損失発生時にも財務の健全性を損なわないよう備えております。

2. コンプライアンス(法令等遵守)体制

当社は、企業とは公共の利益に継続的貢献を行う役割を持つ社会的存在であり、とりわけ損害保険事業は、その性質上高い公共性を有しているため、社会からの信頼を得るべく自己責任原則に基づき業務の健全性と適切性の確保に一層励まなければならないものと考えています。また、当社は、法令等を遵守することおよび社会規範に則した行動をすることが経営の最重要課題の一つであると認識しており、その実現のために、コンプライアンス体制の構築及び不断の維持・強化のための取組みを以下のように行っています。

(1)コンプライアンス体制の確立

当社は、会社運営上の重要事項の決定に際しては、常に経営陣がコンプライアンスを十分に意識する体制を確立することが重要であると考えています。さらに、本部ごとにコンプライアンス責任者を設置し、より、各々の業務を遂行する上での責任体制を構築することにより、コンプライアンス体制の実効性を確立しております。

(2)コンプライアンス委員会の運営

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る社内重要事項に係る情報連携や諸々の問題事象の解決のための情報連携や決議を行っています。

(3)コンプライアンス関連規程およびコード・オブ・コンダクト(Code of Conduct)

当社は、コンプライアンスの基本的遵守事項を記載した「コンプライアンス基本方針」、及び実践的かつ具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。また、アリアンツ・グループの「コード・オブ・コンダクト(Code of Conduct)」の周知徹底をはかるため、役職員に定期的な研修を行っています。

(4)コンプライアンス・プログラムの策定・運用

当社は、年度行動計画としてコンプライアンス・プログラムを策定・運用しています。

(5)研修の実施

当社は、コンプライアンスに係る意識の醸成及び知識の定着化をはかるために、継続的教育が重要であることを認識しており、定期的な研修を行っています。また、当社委託代理店に対して定期的にコンプライアンス集合研修を行っています。

(6)内部牽制態勢の確立

当社は、コンプライアンス違反行為発生防止のため、各種規程類を定め、役職員に遵守させています。これらの規程類の運用にあたっては、内部牽制態勢の維持を重視しています。

(7)顧客情報の保護

当社は、顧客情報の適切な管理の重要性を認識しており、社内に情報セキュリティ態勢を構築しています。また、顧客情報の管理方法を定めた各種社内規程を策定・遵守しております。

(8)お客様からのご意見・ご要望等(「お客様の声」)の活用

当社は、お客様の声を、業務の改善に資する重要な財産と考えています。そして、この財産を活用し、お客様のご期待により一層お答えすることのできる会社になりたいと考えています。

(9)内部通報制度

当社は、内部通報が行われた際に適切に対応できる制度を構築するため、社内規程を定めています。この規程は、内部通報した者が通報理由に不利益を受けることのないことを保障しているほか、通報や相談を常時受け付ける体制を定めています。当社は、この内部通報制度の構築・運用を通じ、コンプライアンス違反またはその恐れのある事案の予防や早期把握及び拡大防止に取り組んでいます。

(10)反社会的勢力への対応

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然とした姿勢で臨み、当社との一切の関係を遮断し健全な経営を実現するため、「反社会的勢力対応基本方針」を定めています。

「お客様の声」対応方針

《基本理念》

当社は、「お客様の声」として頂戴した御意見や御不満等を貴重なものであると考え、真摯に受けとめさせていただきます。また、お客様から真に信頼される企業となるため、「お客様の声」を当社業務の更なる向上に積極的に役立てたいと考えております。「お客様の声」の中でも、「苦情」とはお客様から不満足の説明があったもの全てをいうと考え、特に迅速な対応と解決を図ってまいります。なお、お客様には、御契約者や被保険者の方々、事故関係者(被害者の方等)および当社代理店を含むものと考えております。

《行動指針》

1. 「お客様の声」に対しては、解決に向かって迅速かつ誠実に取組みます。
2. 「お客様の声」を商品やサービスの改善に積極的に活かします。
3. 「お客様の声」をお電話やE-mail 等により積極的に受け取らせていただくための相談窓口を設置いたします。
4. 「お客様の声」の中でも「苦情」に関しては、特に解決を急がなくてはならないものと考え、忠実かつ積極的な態度で対応に臨みます。
5. 「苦情」に関しては、対応までに要する時間に関して、お客様と十分に連絡をとらせていただきます。また、対応に多くの時間がかかるものに関しては、適宜進捗の状況を御連絡させていただきます。
6. 「苦情」に関しては、迅速な解決を図ることの他に、苦情となる事項が発生した原因の調査や分析を行い再発防止に努めることが重要と考えて行動いたします。
7. 「お客様の声」に関し、不祥事件に該当するもの、または該当する可能性のあるものに関しては主務官庁に逐次報告する等、適正な対応に努めます。
8. 「お客様の声」対応時に取得したお客様の個人情報、当社の「個人情報保護宣言」に従い、適切に取扱います。
9. 上記の取組みに関しては、当社に直接御連絡いただいたものだけでなく、当社代理店を通じていただいた内容についても同様に取扱わせていただきます。
10. 当社は上記の取組みを通じて、お客様の満足度を向上させるべく、誠意を持って行動いたします。

—以上—

「反社会的勢力対応基本方針」

1. 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断することが、保険会社としての社会的責任を果たす上で重要なことであると認識しており、反社会的勢力からの不当・不正な要求を断固拒絶する態勢を構築します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて、平素より警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築するよう努めます。
3. 反社会的勢力による不当要求等を受けた場合には、担当者や担当部署の安全を確保するとともに、全社を挙げて組織的な支援を行います。
4. 反社会的勢力に対する資金提供や裏取引は絶対に行いません。万が一、反社会的勢力より、不当要求等を強制された場合は、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

—以上—

利益相反管理方針(概要)

今般、金融機関の提供するサービスの多様化や世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、お客様との利益相反が発生するおそれが高まっています。

このため、当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、以下のとおり法令に基づき利益相反に関わる体制を整備し、その管理を適切に行ないます。

1. 利益相反のおそれのある対象取引について

利益相反は、①当社または当社の親金融機関等もしくは子金融機関等(以下あわせて「グループ会社」といいます)とお客様との間、または、②お客様と当社またはグループ会社の他のお客様との間で生じる可能性があります。

当社では、このうち、当社が行う保険関連業務にかかるお客様の利益を不当に害するおそれのある取引(以下「対象取引」といいます)を管理の対象とします。

2. 対象取引の特定方法と管理方法について

当社は、お客様との取引により取得した情報から、利益相反対象取引に該当するおそれがあると当社が判断した場合は、対象取引の特定に必要な情報を一元的に管理したうえで、お客様との取引業務を遂行する部門から独立した立場であるコンプライアンス部門担当取締役(利益相反管理統括者)が適切に対象取引の特定を行います。

そして、次に掲げる方法その他により、お客様の保護を適正に確保します。

- ①情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- ②対象取引および当該お客様との取引の一方または双方の条件または方法の変更
- ③対象取引または当該お客様との取引の一方の中止
- ④お客様への利益相反の開示とお客様の同意

3. 管理体制・法令等遵守について

当社は、お客様の利益を適正に保護するため、管理方針および関連社内規程を定め、管理部門の設置および管理統括者の任命等の体制を確保します。また、保険業法その他関係法令等を遵守し、お客様の非公開情報の適正な管理を行います。

—以上—

お客様本位の業務運営方針

方針1.お客様の利益の保護およびお客様第一主義

【取組み】

- お客様のニーズを的確に把握した上でお客様の利益保護及び利便性向上を図ります。
- お客様第一主義の業務運営を推進するための態勢を維持するために、これに適した評価制度、従業員研修等、適切な動機づけの枠組みを構築します。
- コンプライアンスを徹底し、当社のコード・オブ・コンダクト(Code of Conduct)等の周知徹底を図り、全従業員に対して研修を実施します。また、その実現のための社内のガバナンスシステムを整備します。

方針2.お客様の声を反映した経営および業務運営

【取組み】

- 「お客様の声」として頂戴したご意見やご不満を、真摯に受け止め、適時・適切に対応します。
- 「お客様の声」の背景・原因の分析、改善策の策定、実施状況の検証を行い、経営および業務運営に活かせるよう取り組みます。

方針3.保険商品開発、保険募集、契約管理の適切性確保

【取組み】

- お客様のニーズにお応えすべく革新的でテラーメイドのソリューションを提供すべく保険商品・サービスの開発に取り組みます。
- お客様を取り巻くリスクやお客様のご意向を把握し、適切な保険募集およびご契約の管理・モニタリングを行います。

方針4.正確・迅速な保険金等のお支払い

【取組み】

- 保険金等のお支払については、公正な事務処理を行うとともに、正確かつ迅速に対応します

方針5.適切な利益相反管理態勢

【取組み】

- お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反を適切に管理する態勢を整え、適切に管理します。

方針6.わかりやすいご説明

【取組み】

- 当社の商品・サービスをお客様に十分ご理解頂けるよう、説明方法等を工夫し、お客様にとって重要な情報を分かりやすくご説明します。

—以上—

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

該当事項はありません。

4. コーポレート・ガバナンス体制

当社は、損害保険業が高い公共性を持つことを認識し、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、経営の透明性の確保、コンプライアンスを含む内部管理態勢の確立・向上を目指し、日常業務に取り組んでいます。

当社の取締役会は、経営戦略・事業計画の策定、組織変更及び主要人事等に関する意思決定ならびに保険募集態勢の整備、保険金支払の適正性確保等の業務執行に関する監督を行うとともに、経営上の重要課題について取締役間で議論を尽くし取締役相互の監視・監督を行っています。また、取締役会を補完し業務執行に係る具体的な重要事項を協議するための機関として、常勤取締役及び本部長で構成される経営会議を設置しています。

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されています。監査役は、取締役会を始めとして経営会議、リスク委員会、コンプライアンス委員会、クレーム委員会等の会社の業務執行上重要な会議にオブザーバーとして出席することにより、内部牽制の確保に重要な役割を担っています。また、監査実施に際しては、監査の実効性を高めるため、会計監査人との定期的な意見交換および内部監査部門・コンプライアンス部門との連携を適宜図っています。

内部監査部門は、各業務部門からの独立性を確保され、アライアンス・グループ・オーディット・ポリシーに基づき各部門の内部牽制体制の適正性に関する確認を行っています。

また、リスク管理、コンプライアンス等の重要な課題に適切に対応するため各委員会を設置し、全社的に課題解決を推進するとともに、個別の重要課題に関する管理を行っています。さらに基本方針の策定や重要な課題の管理に関しては、取締役会への付議・報告を行っています。

5. 内部統制システムの構築

平成18年5月1日から施行された会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための方針として、「内部統制システムの構築の基本方針」(後掲)を策定しました。

当社は、同方針を、コンプライアンス・マニュアルに掲載することにより社内周知を諮るとともに、役員・社員を対象とした社内研修の題材としてとりあげる等、実効性の確保に向けた不断の取組を行っています。また、実際の運用として、毎回の取締役会で「内部統制に関する報告の件」を大項目として設定することで、取締役に対し周知徹底しています。

「内部統制システムの構築の基本方針」

当会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制」という。)を整備する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号)

「アリアンツ・グループ・ポリシー (Allianz Group Policy)」を頂点とし「コード・オブ・コンダクト (Code of Conduct)」、「コンプライアンス・マニュアル (Compliance Manual)」、「コンプライアンス・ポリシー (Compliance Policy)」、グループ・オーディット・ポリシー (Group Audit Policy)を含む各種規定およびその下位規範を、取締役が法令及び定款に適合した職務執行を行うための行動規範とし、これらの行動規範が遵守される体制を整備する。また、取締役が職務執行をするに際して、必要に応じて専門的知識を有する者(外部の専門家を含む。)の意見を徴することのできる体制を整備する。

取締役の職務執行は、取締役会における業務執行状況報告等を通じた取締役相互の監視・監督に加え、監査役会による監視・監督にも服するものとし、その監視・監督体制をより一層強化することとする。また、かかる職務執行の監視・監督の際には、必要に応じて外部の専門家を積極的に活用しその実効性を高めるものとする。

さらに、内部通報制度の利用促進等を通じて、取締役の職務執行のコンプライアンスの状況の監視・監督体制をより充実させ、取締役の職務執行の監視・監督の結果を常にフィード・バックし、上記の行動規範の見直しを定期的実施し、コンプライアンスのさらなる向上に努めるものとする。

また、「反社会的勢力対応基本方針」に従い、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、健全な経営を実現するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存ガイドライン」及び「文書取扱規則」等の諸規定に基づき、文書及びその他の記録媒体により記録し、これを保存・管理する。各取締役、内部監査人、監査役は、必要に応じて、これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

「グループ・リスク・ポリシー (Group Risk Policy)」及び「リスク管理基本方針」に基づくリスク委員会において、当会社に潜在的に存在するリスクの特定・分析・評価を通じて、損失の危険回避のためのリスクマネジメントを行い、企業危機の未然防止のための適切な対応を策定し、これを各担当部署に履行させると共に、リスクマネジメントの状況をモニタリングし、定期的に取り締役に報告させるものとする。また、実際にリスクが発現した場合に備え、「ディザスター・リカバリー& ビジネス・コンティニュイティ・プラン」を始めとする必要な対応方針を整備すると共に、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために迅速かつ適切な対応を行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

取締役会の審議の効率化および実効性の向上ならびに機動的な業務運営を確保するために、組織、職制、事務分掌、職務権限に関する諸規定を整備し、これらの制度および諸規定に基づき個別の業務を執行していくものとする。また、取締役会は会社の事業計画を策定し、当該計画に基づき効率的な職務執行を行い、その実施状況を監視・監督するものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)

「コード・オブ・コンダクト (Code of Conduct)」及び「コンプライアンス・マニュアル (Compliance Manual)」

等の各種規定およびその下位規範を、使用人が法令及び定款に適合した職務執行を行うための行動規範とし、社内研修を通じてかかる行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンスのための企業倫理の確立に努める。また、使用人が職務執行をするに際して、必要に応じて専門的知識を有する者(外部の専門家を含む。)の意見を徴することのできる体制を整備する。また、コンプライアンス委員会により、会社全体の横断的なコンプライアンスの徹底を推進する。

使用人の職務執行は、内部監査人、取締役会及び監査役会による監視・監督に服するものとする。かかる職務執行の監視・監督の際には、必要に応じて外部の専門家を積極的に活用しその実効性を高めるものとする。さらに、使用人自らがコンプライアンス上の問題を直接報告することのできる内部通報制度の利用促進を通じ、使用人の職務執行に関するコンプライアンスを徹底するものとする。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、親会社のコンプライアンス担当取締役、グループ管理担当取締役と随時情報交換を行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握し、企業集団における業務の適性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役は、その職務執行に必要な場合には、その職務を補助すべき使用人を置くことを取締役に対し求めることができる。かかる場合、取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人を任命することとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役補助使用人の評価は監査役が行い、その指名、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得るものとする。なお、監査役補助使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について、監査役に対して速やかに報告する。取締役会のほか重要な会議への監査役の出席を求める等、その監査役に対する報告の具体的な方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。また、内部通報制度の報告受領者に監査役を含めることにより、上記の監査役への報告体制の充実を図る。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役は、監査役会において監査基準、監査計画等を策定し、効率的な監査を実行できるように努めるものとする。なお、前号に規定する取締役と監査役会との協議により、取締役会のほか重要な会議への監査役の出席機会を確保し、監査役の監査の実効性を高めるものとする。

また、監査役は、随時、取締役、内部監査人及び会計監査人と意見交換を行うことにより、効果的な監査業務の遂行を図る。

—以上—

6. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

(1) 個人情報保護方針について

アリアンツ火災海上保険株式会社は、個人の尊厳を重んじ、個人情報保護に関する法令および社会秩序を遵守の上、次のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言します。

1. 当社は、個人情報の収集にあたり、収集目的を明らかにし、本人の明確な同意のうえで、適法かつ公正な手段によって収集します。また、個人情報の利用および提供は、本人が同意を与えた収集目的の範囲内で行います。
2. 当社は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対し、開示、訂正、削除等を求められたときは、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに応じます。
3. 当社は、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、当社の個人情報保護方針を遵守できる委託先を選定し、その取り扱いについて管理・監督致します。
4. 当社は、当社が取り扱う個人情報を安全かつ正確に管理し、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の予防ならびに是正に努めます。
5. 当社は、個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、個人情報の取り扱いについて十分な注意を払います。
6. 当社は、適切な個人情報の保護を維持するために、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善を行います。
7. 当社は、上記およびその他の個人情報に関するお問い合わせ窓口を設置致します。 —以上—

(2) お客様個人情報の取扱いについて

アリアンツ火災海上保険株式会社は、お客様からお預かりした個人情報を適切に保護することが弊社の重要な社会的責任であると認識し、個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守の上、以下のように会社として取り組んでいます。また、当社は適切な個人情報保護を維持するために、こうした取組の継続的改善を行います。

情報の収集・利用目的について

お客様とのお取引を安全確実に進め、より良い商品・各種サービスを提供させていただくため、必要な範囲でお客様に関する情報を収集させていただいています。これらの情報は、次の目的のために利用させていただきます。

◆保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

- ① 申込に係る保険契約の引受の審査
- ② 保険契約の履行及び付帯サービスの提供
- ③ 当社が取り扱う当該契約以外の商品・サービス等の案内・提供

◆保険金請求時に取得する個人情報の利用目的

- ① 請求に係る保険事故の調査(関係先への照会等を含む)
- ② 請求に係る保険金のお支払い

◆その他、保険契約に関連・付随する業務

取得する情報の種類について

お客様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、電子メールアドレス、その他利用目的のために必要な情報を取得いたします。

情報の取得方法について

主に、保険申込時の契約申込書や保険金請求書等により取得します。また、商品の資料請求やアンケート実施の際に、電話、ハガキ、インターネット等で取得する場合があります。

情報の利用について

お客様の個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲内で利用させていただきます。利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用する場合には、事前にお客様の同意をいただきます。ただし、法令により認められる場合には、この限りではありません。

情報の提供について

当社は、次のように法令により認められる場合を除いて、お客様の個人情報を外部に提供することはありません。

お客様が同意されている場合

利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合

再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、および再保険金の請求等に必要な場合

保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合

お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

法令により必要と判断される場合

契約等情報交換制度について

当社は、保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会への登録や損害保険会社等の間で交換を実施することがあります。契約等情報交換制度の詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

情報の管理について

お客様の情報を正確で最新なものに維持するよう努めています。また、個人情報管理責任者を定め、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏えい等を防止するため、個人情報へのアクセス管理、個人情報の持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止等の情報セキュリティ対策を講じています。

お客様からの情報の開示、訂正のご請求等について

お客様からご自身に関する情報の開示のご依頼があった場合、あるいはご提供いただいたお客様の個人情報の訂正のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、当社業務の適正な実施に支障を来す等特別な理由のない限り、ご依頼に対応させていただきます。具体的な手続きについては、「個人情報(個人データ)の開示等の請求の手続きについて」をご参照ください。また、個人情報の取扱い、安全管理に関するお客様からのご質問、苦情についても、適切に対応いたします。下記お問い合わせ窓口までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】

アリアーツ火災海上保険株式会社 個人情報 お客様窓口

電話番号：03-4588-7540

受付時間：9:00～17:00（土日、祝祭日および年末年始を除きます。）

電子メール：agcs.jp.privacy@allianz.com

なお当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 外国損害保険協会の対象事業者です。同協会においても、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

【お問合せ先】

一般社団法人 外国損害保険協会 事務局

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7F

電話：03-5425-7850

受付時間：9:00～17:00(但し12:00～13:00、また土日、祝祭日および年末年始を除きます。)

ホームページ：<http://www.fnlia.gr.jp>

—以上—

7. 指定紛争解決機関について

当社は、一般社団法人保険オンブズマンとの間で手続実施基本契約を締結しております。一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に対する苦情や、お客様と保険の事業者との間のトラブルを、公正・中立・簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

【お問合せ先】

一般社団法人 保険オンブズマン

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7F

電話：03-5425-7963

受付時間：9:00～17:00

(但し12:00～13:00、また土日、祝祭日および年末年始を除きます。)

ホームページ：<http://www.hoken-ombs.or.jp>

V. 直近の2事業年度における財産の状況

1. 計算書類

(1)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	2019年度末 2020年3月31日現在	2020年度末 2021年3月31日現在	科目	年度	2019年度末 2020年3月31日現在	2020年度末 2021年3月31日現在
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預貯金		6,620	6,133	保険契約準備金		1,016	499
預貯金		6,620	6,133	支払備金		149	80
有形固定資産		56	46	責任準備金		866	418
建物		43	37	その他負債		5,920	6,722
その他の有形固定資産		12	8	共同保険借		38	43
無形固定資産		3	0	再保険借		86	82
ソフトウェア		3	0	外国再保険借		4,138	5,234
その他資産		2,917	4,117	未払法人税等		89	36
未収保険料		14	17	預り金		73	38
代理店貸		257	168	前受収益		686	491
共同保険貸		36	36	未払金		254	277
再保険貸		28	25	仮受金		553	517
外国再保険貸		2,465	3,620	退職給付引当金		86	73
未収金		34	129	役員退職慰労引当金		46	53
未収収益		0	0	賞与引当金		32	28
預託金		28	25	特別法上の準備金		7	8
仮払金		50	93	価格変動準備金		7	8
繰延税金資産		55	72	負債の部合計		7,110	7,384
貸倒引当金		△2	△4	(純資産の部)			
				資本金		1,000	1,000
				資本剰余金		1,000	1,000
				資本準備金		1,000	1,000
				利益剰余金		539	981
				その他利益剰余金		539	981
				繰越利益剰余金		539	981
				株主資本合計		2,539	2,981
				純資産の部合計		2,539	2,981
資産の部合計		9,649	10,366	負債及び純資産の部合計		9,649	10,366

(貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項

- (1)①有形固定資産の減価償却は、定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。
- ②自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- ③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間に基づく定額法により償却しております。
- (2)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (3)①貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。
また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、管轄部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- ②退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。
- ③役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、在任期間中の職務遂行にかかる対価相当額を計上しております。
- ④賞与引当金は、従業員及び役員に対する賞与の支払に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。
- (4)保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
- (5)価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (6)消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費

用は、税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 重要な会計上の見積り

(1)「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(2)繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって会計上の見積りを行っております。将来の事業計画に基づく課税所得、一時差異の解消スケジュール及び将来の実効税率に一定の仮定を置いて策定しております。

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の繰延税金資産の総額は312百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は239百万円であります。

3. 有形固定資産、関係会社に対する金銭債権債務に関する事項は次の通りであります。

(1)有形固定資産の減価償却累計額は77百万円であります。

(2)関係会社に対する金銭債権総額は1,899百万円、金銭債務総額は4,349百万円であります。

4. 支払備金に関する事項は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	20,034
同上にかかる出再支払備金	19,953
差引(イ)	80
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	—
計 (イ)+(口)	80

5. 責任準備金に関する事項は次の通りであります。

(単位:百万円)

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	6,633
同上にかかる出再責任準備金	6,401
差引(イ)	231
その他の責任準備金(口)	186
計 (イ)+(口)	418

6. 繰延税金資産に関する事項は次の通りであります。

(1)繰延税金資産の総額312百万円の主な原因別の内訳は、前受収益137百万円、責任準備金93百万円
であります。

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下のとおりであります。

法定実効税率	28.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
住民税均等割等	0.1
評価性引当額の増減	△26.2
その他	0.0
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>2.6%</u>

7. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は運用にあたっては、運用利回りの向上を図りつつ、安全性、流動性及び資産・負債のマッチングを含め、保有資産のリスク管理に十分な配慮を払い、原則として預貯金及び高格付けの債券を中心とした安全性の高い金融商品で運用し、ヘッジ目的以外のデリバティブ商品及び金融仕組商品への投資は原則として行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有している金融商品は、主として預貯金であります。

預貯金は与信先の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 全般的なリスク管理体制

当社では、リスク管理基本方針を策定し、具体的にリスクの所在とその指標を明示して、早期に対応がとれるようにしております。また、個々のリスクを横断的に管理するため「リスク委員会」を設置し、リスクの状況についての的確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しております。

2) 市場関連リスクの管理

市場関連リスクに関しては、金利、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、資産配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

3) 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与された外部格付等を活用して、リスクを把握・コントロールしております。また、全体のポートフォリオに対する各資産・企業グループへの配分リミットを設定し、与信集中を抑制しております。

4) 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュフローの状況、個別金融資産の状況等を把握することにより管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	6,133	6,133	—
資産計	6,133	6,133	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預貯金	6,133	—	—	—	—
合計	6,133	—	—	—	—

8. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度を設けております。なお、当社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2)退職一時金制度

①退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	86	百万円
退職給付費用	50	百万円
退職給付の支払額	△ 63	百万円
退職給付引当金の期末残高	73	百万円

②退職給付に関連する損益

退職給付費用	50	百万円
--------	----	-----

9. 1株当たり純資産は、21,375円45銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はなく、普通株式の期末株式数は139千株であります。

10. 前受収益については、出再保険手数料のうち翌事業年度以降に対応する金額等を計上しております。

11. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2)損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2019年度	2020年度
		2019年4月1日から2020年3月31日まで	2020年4月1日から2021年3月31日まで
経常収益		386	791
保険引受収益		154	558
正味収入保険料		102	41
支払備金戻入額		9	68
責任準備金戻入額		—	447
為替差益		42	—
資産運用収益		2	80
利息及び配当金収入		2	0
為替差益		—	80
その他経常収益		229	152
その他の経常収益		229	152
経常費用		△129	33
保険引受費用		△1,668	△1,179
正味支払保険金		84	66
損害調査費		117	124
諸手数料及び集金費		△1,895	△1,468
責任準備金繰入額		24	—
為替差損		—	98
資産運用費用		78	—
為替差損		78	—
営業費及び一般管理費		1,451	1,210
その他経常費用		9	2
貸倒引当金繰入額		2	1
貸倒損失		6	—
その他の経常費用		0	0
経常利益		515	757
特別利益		—	—
特別損失		2	0
固定資産処分損		1	—
特別法上の準備金繰入額		1	0
価格変動準備金		1	0
税引前当期純利益		513	757
法人税及び住民税		153	37
法人税等調整額		28	△17
法人税等合計		182	19
当期純利益		331	737

(損益計算書の注記)

1. (1)関係会社との取引による収益総額は7,155百万円、費用総額は10,442百万円であります。

(2)正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

収入保険料	21,913
支払再保険料	21,871
差引	41

(3)正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払保険金	9,315
回収再保険金	9,249
差引	66

(4)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払諸手数料及び集金費	1,370
出再保険手数料	2,839
差引	△ 1,468

(5)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	4,218
同上にかかる出再支払備金繰入額	4,287
差引(イ)	△ 68
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	—
計 (イ)+(口)	△ 68

(6)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	128
同上にかかる出再責任準備金繰入額	544
差引(イ)	△ 416
その他の責任準備金繰入額(口)	△ 32
計 (イ)+(口)	△ 448

(7)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

預貯金利息	0
計	0

2. 1株当たり当期純利益は、5,285円44銭であります。算定上の基礎である当期純利益は737百万円で、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は139千株であります。

3. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容 及び科目	取引金額 (百万円)	科目	事業年度末 残高(百万円)	
親会社 の親会社	アリアンツ・ エスイー	被所有 間接 100%	再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	—	未收受再保 険料など	0
					受再保険金	0		
					受再手数料	—		
					出再保険料	0	未払再保険 料など	0
					出再保険金	—		
					出再手数料	0		
親会社	アリアンツ・グ ローバル・コー ポレート・アンド・ スペシャルティ・ エスイー	被所有 直接 100%	役員の 兼任、 再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	178	未收受再保 険料など	30
					受再保険金	35		
					受再手数料	29		
					出再保険料	9,818	未払再保険 料など	2,808
					出再保険金	4,649		
					出再手数料	2,276		
運営経費	507	未払金	45					
親会社 の子会社	アリアンツ・リス ク・トランスファー アーゲー・チュー リッヒ	なし	再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	—	未收受再保 険料など	—
					受再保険金	—		
					受再手数料	—		
					出再保険料	2,753	未払再保険 料など	158
					出再保険金	79		
					出再手数料	65		
運営経費	2	未払金	0					
親会社 の子会社	バジャジ・アリア ンツ・ジェネラル・ インシュランス	なし	再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	2,925	未收受再保 険料など	1,068
					受再保険金	11		
					受再手数料	308		
					出再保険料	—	未払再保険 料など	—
					出再保険金	—		
					出再手数料	—		
親会社 の子会社	アリアンツ・リス ク・トランスファー (バミューダ)・リ ミテッド	なし	再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	—	未收受再保 険料など	—
					受再保険金	—		
					受再手数料	—		
					出再保険料	1,324	未払再保険 料など	14
					出再保険金	—		
					出再手数料	130		
親会社 の子会社	アリアンツ・サウ ジ・フランシ・コー ポレーティブ・イ ンシュランス・カ ンパニー	なし	再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	1,152	未收受再保 険料など	—
					受再保険金	—		
					受再手数料	—		
					出再保険料	—	未払再保険 料など	—
					出再保険金	—		
					出再手数料	—		

親会社の子会社	アリアンツ・グローバル・リスク・ユーエス・インシュランス・カンパニー	なし	再保険取引等	再保険取引	受再保険料	5	未收受再保険料など	30	
					受再保険金	—			
					受再手数料	0			
					出再保険料	258	未払再保険料など		355
					出再保険金	10			
					出再手数料	48			
運営経費	33	未払金	5						
親会社の子会社	アリアンツ・オーストラリア・インシュランス・リミテッド	なし	再保険取引等	再保険取引	受再保険料	—	未收受再保険料など	△ 35	
					受再保険金	127			
					受再手数料	—			
					出再保険料	2	未払再保険料など		△ 5
					出再保険金	9			
					出再手数料	0			
親会社の子会社	アリアンツ・ボジストヴァナ	なし	再保険取引等	再保険取引	受再保険料	—	未收受再保険料など	—	
					受再保険金	—			
					受再手数料	—			
					出再保険料	17	未払再保険料など		5
					出再保険金	—			
					出再手数料	— 1			

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(1)再保険取引料率及び手数料については、資本コストや過去のリスク、社費を考慮した客観的な料率計算方式に基づき決定されています。

(2)サービス料はコストプラス方式の客観的な算式に基づき決定されています。

4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2019年度	2020年度
		2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は純損失)		513	757
減価償却費		16	11
支払備金の増減額 (△は減少)		△9	△68
責任準備金の増減額 (△は減少)		24	△448
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		2	1
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		△1	△5
その他引当金の増減額 (△は減少)		△3	△4
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		1	0
利息及び配当金収入		△2	0
為替差損益 (△は益)		△78	80
有形固定資産関係損益 (△は益)		1	—
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)		△72	△1,200
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)		618	854
小計		1,009	△22
利息及び配当金の受取額		2	0
法人税等の支払額		△163	△90
営業活動によるキャッシュ・フロー		848	△112
投資活動によるキャッシュ・フロー			
資産運用活動計		—	—
(営業活動及び資産運用活動計)		(848)	(△112)
有形固定資産の取得による支出		△2	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2	—
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額		△1,448	△295
その他		—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,448	△295
現金及び現金同等物に係る換算差額		78	△80
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△522	△487
現金及び現金同等物期首残高		7,143	6,620
現金及び現金同等物期末残高		6,620	6,133

(注) 1. 現金及び現金同等物は、手許現金、普通預金、当座預金及び取得日から満期償還日までの期間が3ヶ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっています。
2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(4)株主資本等変動計算書

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					任意 積立金 (価格変動 準備金)	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000	1,737	—	1,737	55	864	919	3,656	3,656
当期変動額									
資本準備金取崩	—	△ 737	737	—	—	—	—	—	—
任意積立金の目的外取崩	—	—	—	—	△ 55	55	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△ 737	△ 737	—	△ 711	△ 711	△ 1,448	△ 1,448
当期純利益	—	—	—	—	—	331	331	331	331
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△ 737	—	△ 737	△ 55	△ 324	△ 380	△ 1,117	△ 1,117
当期末残高	1,000	1,000	—	1,000	—	539	539	2,539	2,539

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					任意 積立金 (価格変動 準備金)	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000	1,000	—	1,000	—	539	539	2,539	2,539
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 295	△ 295	△ 295	△ 295
当期純利益	—	—	—	—	—	737	737	737	737
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	441	441	441	441
当期末残高	1,000	1,000	—	1,000	—	981	981	2,981	2,981

2020年度株主資本等変動計算書の注記事項

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は次のとおりです。

2020年度	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	139千株	一千株	一千株	139千株	—
合計	139千株	一千株	一千株	139千株	

2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。

3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年7月9日 定時株主総会	普通株式	295	利益剰余金	2,116.73	2020年 3月31日	2020年 7月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年7月16日 定時株主総会	普通株式	534	3,830.00	2021年 3月31日	2021年 7月21日

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. リスク管理債権

(1)破綻先債権

該当事項はありません。

(2)延滞債権

該当事項はありません。

(3)3ヶ月以上延滞債権

該当事項はありません。

(4)貸付条件緩和債権

該当事項はありません。

(5)リスク管理債権の合計額

該当事項はありません。

3. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

4. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当事項はありません。

(2)危険債権

該当事項はありません。

(3)要管理債権

該当事項はありません。

(4)正常債権

該当事項はありません。

5. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

区分	年度	2019年度 2020年3月31日現在	2020年度 2021年3月31日現在
	(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		
資本金又は基金等		2,244	2,447
価格変動準備金		7	8
危険準備金		—	—
異常危険準備金		218	186
一般貸倒引当金		2	4
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)		—	—
土地の含み損益		—	—
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額		—	—
控除項目		—	—
その他		94	173
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$			
一般保険リスク相当額(R ₁)		23	24
第三分野保険の保険リスク(R ₂)		—	—
予定利率リスク(R ₃)		0	0
資産運用リスク(R ₄)		514	486
経営管理リスク(R ₅)		12	10
巨大災害リスク(R ₆)		103	20
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100		813.1%	1,087.1%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

「ソルベンシー・マージン比率」とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期払戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」とは

保険引受上の危険(注1)、予定利率上の危険(注2)、資産運用上の危険(注3)、経営管理上の危険(注4)、巨大災害に係る危険(注5)の総額をいいます。

(注1)保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク):

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

(注2)予定利率上の危険(予定利率リスク)

実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

(注3)資産運用上の危険(資産運用リスク):

保有する有価証券等の資産の価値が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

(注4)経営管理上の危険(経営管理リスク):

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記(注1)から(注3)及び(注5)以外のもの

(注5)巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):

通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」とは

損害保険会社の純資産(社外流出予定額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営上の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

6. 時価情報等

該当事項はありません。

7. その他

計算書類等についての会計監査人の監査報告

2019年度

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)ならびにその附属明細書について、会社法の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の会計監査を受けており、監査報告書を受領しています。

2020年度

2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)ならびにその附属明細書について、会社法の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の会計監査を受けており、監査報告書を受領しています。

VI. 保険会社及びその子会社等の概況

VII. 保険会社及びその子会社等の主要な業務

VIII. 保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況

VI、VII、VIIIとも全て該当事項はありません。

アリアンツ火災海上保険株式会社

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル

TEL:03-4588-7500(代表)

www.allianz.co.jp